

お 知 ら せ

麻生出張所では、川崎市との間において地方税法第382条及び同法422条3の規定に基づく通知が電子化されたことに伴い、固定資産評価額通知事項確認書に関する事務の取扱いが下記のとおり変わりました。

記

1 運用開始日 平成27年7月1日（水）

2 変更点

運用開始日から所有権移転登記等の登記申請に必要な登録免許税の課税標準について、従来交付していた固定資産評価額通知事項確認書の交付の取扱いを廃止しました。

御不明な点は、窓口でお尋ねください。

3 その他

評価額のない土地について、近傍土地の評価額により登録免許税の課税標準を認定する必要がある場合や年度途中で地目の変更又は更正があり、新たに登録免許税の課税標準を認定する必要がある場合等については、窓口へ相談票の提出をお願いします。

連絡先 麻生出張所 044-955-2222

横浜地方法務局